

IV 改正の概要②③ーB

区分	内容
①教育活動収支	経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見ることができる。
②教育活動外収支	経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見ることができる。
③ = ① + ② 経常収支	経常的な収支バランスを見ることができる。
④特別収支	資産売却や処分等の臨時的な収支を見ることができる。
⑤ = ③ + ④ 基本金組入前 当年度収支差額	毎年度の収支バランスを見ることができる。(いわゆる帰属収支差額比率)
⑥基本金組入額	学校法人を維持するために必要な資産を継続的に保持するための組入れ額
⑦当年度収支差額	
⑧前年度 繰越収支差額	長期の収支バランスを見ることができる。(旧：消費収支差額)
⑨翌年度 繰越収支差額	

財務分析の視点

区分	通常 A	通常 B	困難 A	困難 B
教育活動収支	+	-	-	+
教育活動外収支	+	+	+	-
経常収支	+	+	-	-

通常の経営状態の法人では、経常的な本業の教育活動の収支である「教育活動収支」がプラスで「経常収支」もプラス、

または「教育活動収支」はマイナスだが、大きな運用ファンドを持っているため「教育外収支」が大幅なプラスになり、「経常収支」はプラスになる法人もある。

逆に「教育活動収支」はプラスだが、借入金利息の負担が大きく「教育活動外収支」が大幅なマイナスになり、経常収支がマイナスになる法人もある。

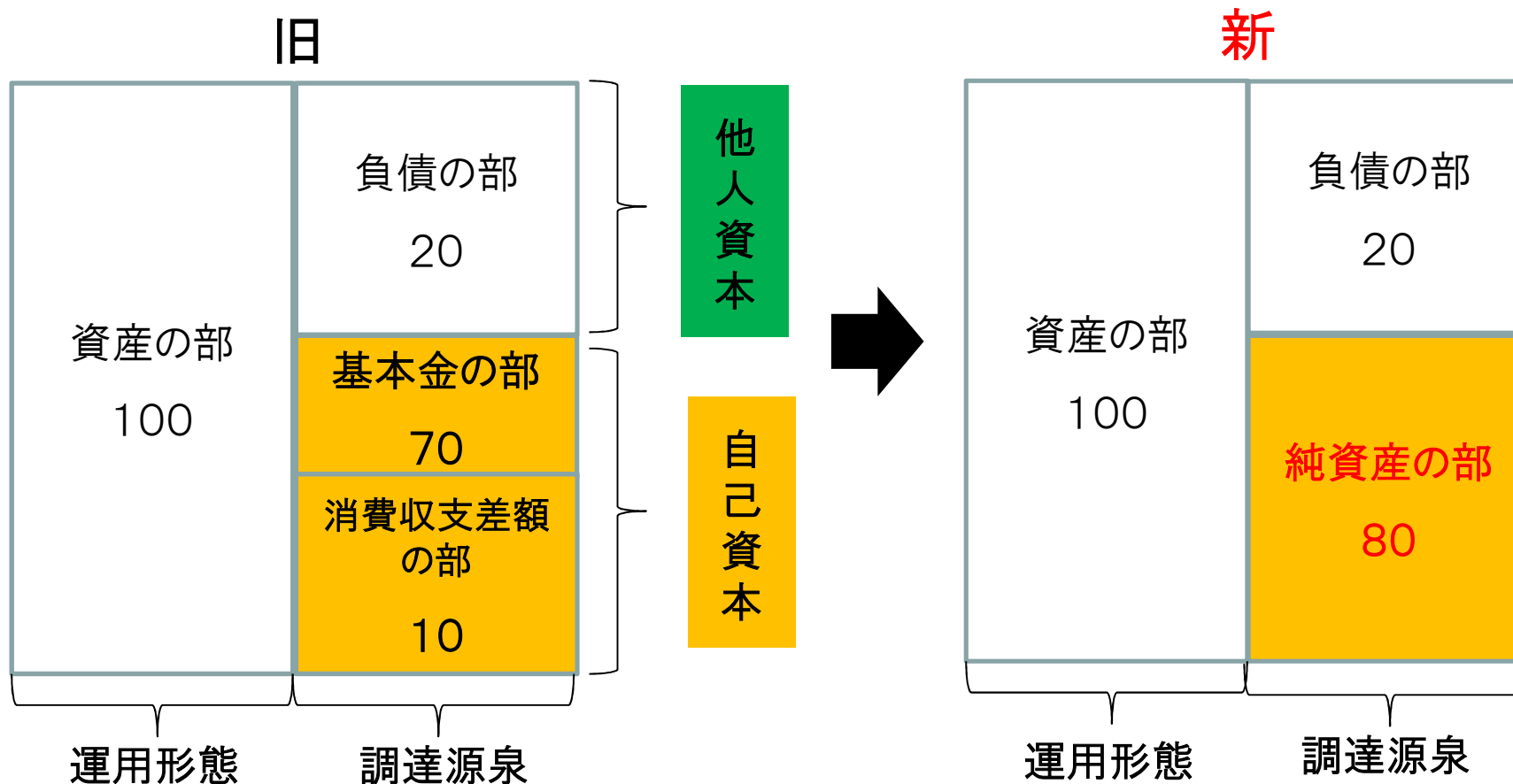
また、当年度の収支バランスの改善又は悪化の原因が、経常的なものではなく、その年度かぎりの臨時的な要素によるものであるかもわかる。

IV 改正の概要④

4

4. 貸借対照表（1）純資産の部

- 「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすること。
→ 保有する資産の調達源泉（他人資本・自己資本）を明確にする。



IV 改正の概要⑤・・・以下各論

5. 第4号基本金の金額に相当する資金を有していない場合の注記

- 第4号基本金の金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、**その旨と対応策**を注記するものとする

- 参事官通知（平成25年9月2日）
「具体的な注記例」、「**資金とは何か**」を定めた。

（関連事項）

大臣裁定（平成25年9月2日）の改正
学校法人会計基準第30条第1項第4号により文部科学大臣の定める
「恒常的に保持すべき資金の額について」を、以下の2つの観点から改正。

- ① **算定の基礎となる計算書類の変更**
- ② **規模の縮小による取崩し**

※ 第4号基本金（第30条第1項第4号）とは「恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」であり、大臣裁定により、1か月分のランニングコストを基本金として算定している。

IV 改正の概要⑥

6

6. 第3号基本金に対応する運用収入の明確化

- 第3号基本金に対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産運用収入」として表示すること

○ 基金の運用果実の表示（資金収支計算書）

(旧)

奨学基金 → (大科目) 資産運用収入
(小科目) 奨学基金運用収入

その他 → (大科目) 資産運用収入
(小科目) 受取利息・配当金収入

(新)

全ての基金共通の科目

(大科目) 受取利息・配当金収入
(小科目) 第3号基本金引当特定資産運用収入

→ 一方で、内訳が不明確になるため
→IV改正の概要⑨集計表を作成

※ 第3号基本金（第30条第1項第3号）とは「基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額」であり、いわゆる目的を持った運用ファンドのこと。

IV 改正の概要⑦

7

7. 第2号基本金に対応する運用資産の明確化

- 第2号基本金に対応する資産を「第2号基本金引当特定資産」として表示すること。

(旧)

資産の部
固定資産
その他の固定資産
(何) 引当特定預金

(例) 施設設備引当特定資産、又は、計画が複数あれば、それぞれの計画に即した具体的名称を付して表示。

(新)

資産の部
固定資産
特定資産
第2号基本金引当特定資産

(例) 名称の統一。計画が複数あっても合算してこの科目で表示。
→ 一方で、内訳が不明確になるため
→ IV改正の概要⑨集計表を作成

※ 第2号基本金（第30条第1項第2号）とは「学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額」であり、いわゆる先行組入れのこと。

IV 改正の概要⑧

8

8. 貸借対照表（2）新たな中科目：特定資産

- 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けること
→ 「（何）引当特定預金」のように用途が特定されている預金や有価証券等の金額の固定資産に占める割合が大きいため。

(旧)

資産の部
固定資産
有形固定資産
土地
:
その他の固定資産
借地権
電話加入権
施設利用権
有価証券
収益事業元入金
長期貸付金

(何) 引当特定預金
第3号基本金引当資産

(何)

(新)

資産の部
固定資産
有形固定資産
土地
:
特定資産
第2号基本金引当特定資産
第3号基本金引当特定資産
(何) 引当特定資産
その他の固定資産
借地権
電話加入権
施設利用権
ソフトウェア
有価証券
収益事業元入金
長期貸付金
(何)

IV 改正の概要⑨

9. 第2号基本金及び第3号基本金の集計表

○ 第2号基本金、第3号基本金に組入れ計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成するものとする

様式第一の一

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
計		

(注) 計画が1件のみの場合は本表の作成を要しない。

様式第二の一

第3号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定資産運用収入	第3号基本金当期末残高
計			

(注) 計画が1件のみの場合は本表の作成を要しない。

様式第一の二

第2号基本金の組入れに係る計画表

(単位 円)

番号:

計画の名称	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘要		
固定資産の取得計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日						
固定資産の取得計画及びその実行状況	取得予定固定資産(種類)		取得予定年度	取得年度	取得額	第2号基本金から第1号基本金への振替額
					計	計
基本金組入計画及びその実行状況	組入計画年度	組入予定額	組入額	摘要		
計		計	計	第2号基本金当期末残高		

(注) 1. 取得予定固定資産の所要見込総額を、当該摘要の欄に記載する。
2. 組入予定額及び組入額は、組入計画年度ごとに記載する。

様式第二の二

第3号基本金の組入れに係る計画表

(単位 円)

番号:

基金の名称(目的)	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘要	
基金の設定計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日					
基金を運用して行う事業					
基本金組入計画及びその実行状況	組入目標額		組入額		摘要
	組入計画年度	組入予定額	組入額	計	計
計		計	計		

(注) 1. この計画表は、組入額が組入目標額に達するまでの間、作成する。

2. 組入予定額及び組入額は、組入計画年度ごとに記載する。

様式第二の三

第3号基本金の組入れに係る計画表

(単位 円)

番号:

基金の名称	基金設定計画の当初決定の年月日	基金の期首額	運用果実の事業使用残額	特別寄付金の額	基金の期末額	摘要

(注) この計画表は、当年度の基本金組入額が、基金の運用果実の事業使用残額又は学校法人の募集によらない特別寄付金の額のみである場合に、様式第二の二に代えて作成することができる。(ただし、当該基金の設定後初めて作成するときを除く。)



IV 改正の概要⑩

10

10. 消費支出準備金の廃止

- 「消費支出準備金」を廃止すること

消費支出準備金とは（改正前の第21条第1項第3号）

→ 特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金をいう。



○ 廃止理由

- ① 事業活動収支計算書において、区分経理を導入し、経常的な収支と臨時的な収支に区分したこと。
- ② 実務上の使用実績がほとんどないこと。

V 改正省令に関する参事官通知等の概要

I 用語の定義

1. 「教育」とは、改正前同様、**研究を含む**ものとする。
2. 「活動区分資金収支計算書」の区分の定義
教育活動による資金収支とは、施設整備等活動による資金収支、その他の活動による資金収支(財務活動等)を**除いたもの**をいう。
3. 「事業活動収支計算書」の区分の定義
教育活動収支とは、経常的な収支のうち、教育活動外収支(財務活動等)を**除いたもの**をいう。
特別収支とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な収支で、**資産処分差額等**をいう。

II 会計処理の取扱い

1. 固定資産の評価

大規模な災害等により、校地校舎等の固定資産が使用が困難となり、かつ処分もできない状況が生じており、そのまま資産計上を続けることは**財政状態を適切に表さない**。
そのため、現に使用することをやめ、かつ将来も転用するなどにより、使用する予定がないものについて、理事会等の承認を得た場合に、資産計上額から除くことが**できる**ものとした。

2. 有価証券の評価換え

有価証券は、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、回復が認められるときを除き、時価によって評価する。
下落率が**50%以上**の場合は、特に合理的と認められる理由が示されない限り、回復が可能と認めないものとする等の取扱いを定めた。

III 注記事項の追加

1. 有価証券の時価情報の充実

現状の時価情報に加えて
有価証券の**種類ごとの**時価情報も表示

※**種類**とは債券、株式、投資信託、貸付信託、その他をいう。

2. 学校法人間取引についての注記

学校法人の**経営状態等の透明性**を高めるために、**学校法人間の取引**について明らかにする。

※**学校法人間取引**とは、学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む)、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引をいう。

IV 第4号基本金の算定式の変更(大臣裁定)

1. 算定の基礎となる計算書類の変更

消費収支計算書が**事業活動収支計算書**に変更されたため、算定式を変更した。
これにより算定の基礎が人件費等のランニングコストの内、**経常的な支出に限定**された。

2. 規模の縮小による取崩し

従来、当年度の計算額が大幅に減少しても、前年度の基本金の額を維持していた。
しかし、前年度に比べて**20%を超えて減少**した場合には、一時的な減少ではなく学校法人の規模が減少したものとみなして、**取崩しの対象としなければならない**ものとした。

VI 施行・スケジュール

- 平成27年4月1日から施行し、平成27年度の計算書類等から適用する。
 - 計算書類は予算と決算を対比する様式で作成するため、平成27年度の予算段階から新基準への切替えが必要
 - 一般的に予算策定は夏頃には始める法人も多いため、平成26年夏頃までには準備が必要
- 知事所轄法人は施行日から1年間の猶予を置き、平成28年度の計算書類等から適用する。